

2 共用部分

(ア) 共用出入口

- ① 周囲からの見通しが確保されるよう配置し、防犯カメラの設置等により見通しを補完すること。
- ② 共用玄関と各住戸との通話が行え、映像機能を有するインターホン及びオートロックシステム（注9）を導入すること。
- ③ 共用玄関以外の共用出入口にオートロック機能を備えた扉を設置すること。
- ④ 共用玄関において人の顔及び行動を明確に識別できる程度以上の照度（注10）を確保すること。
- ⑤ 共用玄関以外の共用出入口において人の顔及び行動を識別できる程度以上の照度（注11）を確保すること。

（注9）「オートロックシステム」とは、インターホンと連動する電気錠を備えた玄関扉による自動施錠システムをいう。

（注10）「人の顔及び行動を明確に識別できる程度以上の照度」とは、10メートル先の人の顔及び行動が明確に識別でき、誰であるか明確にわかる程度以上の照度（平均水平面照度（床面又は地面における平均照度をいう。以下同じ。）がおおむね50ルクス以上）をいう。（平成12.2.24 警察庁丙生企発47号安全・安心まちづくり推進要綱から）

（注11）「人の顔及び行動を識別できる程度以上の照度」とは、10メートル先の人の顔及び行動が識別でき、誰であるかわかる程度以上の照度（平均水平面照度がおおむね20ルクス以上）をいう。（平成12.2.24 警察庁丙生企発47号 安全・安心まちづくり推進要綱から）



周囲からの見通しが確保された共用玄関出入口



来訪者を写すカメラが付いたオートロック操作盤

(イ) 管理人室

共用出入口、共用メールコーナー（宅配ボックスを含む。以下同じ。）及びエレベーターホールを見渡せる配置を行い、又はこれらに近接した配置を行うこと。



共用玄関脇に設置された管理人室



(ウ) 共用メールコーナー

- ① 周囲からの見通しが確保されるよう配置し、防犯カメラの設置等により見通しを補完すること。
- ② 人の顔及び行動を識別できる程度以上の照度を確保すること。
- ③ 郵便受箱は、施錠可能なもので壁貫通型を設置すること。



壁貫通型の郵便受箱外側



壁貫通型の郵便受箱内側

(エ) エレベーターホール

- ① 共用出入口や共用廊下等からの見通しが確保された配置を行い、防犯カメラの設置等により見通しを補完すること。
- ② 人の顔及び行動を識別できる程度以上の照度を確保すること。



照度を確保することは、犯罪企図者に対して、「誰かに管理されている場所」（犯行を目撃されるかも知れない）という印象を与えることから、犯罪の起こりにくい場所づくりに大きな効果がある。